

附 録 試 験 方 法

第 一 章 骨材篩分け試験に関する標準方法

第 一 條 試 料

(1) 骨材の代表的試料は四分法又は 試料分取器により 採取すべし。其の量は乾燥後に於て下記の量以上たるべし。

細骨材……………500 gr

粗骨材又は細粗混合の骨材……………所要最大篩目の大きさを mm にて示せる数の 100 倍を gr にて表はせる重量

(2) 試料は 110°C を超過せざる温度にて定重量となる迄加熱乾燥すべし。

第 二 條 篩

(1) 篩は正方形の目に編みたる針金を堅牢なる框に取り付け製作すべし。

(2) 針金及篩目の寸法は次表に依るべし。

篩の番號	篩 目 (mm)	針金の直徑 (mm)	許容限度百分率			最大の 篩 目
			平均の 篩 目	針金の直徑		
				過小な る場合	過大な る場合	
No.100	0.149	0.162	6	15	35	40
No. 50	0.297	0.188	6	15	35	40
No. 30	0.590	0.330	5	15	30	25
No. 16	1.190	0.540	3	15	30	10
No. 8	2.330	0.840	3	15	30	10
No. 4	4.760	1.270	3	15	30	10
3/8-in	9.500	2.330	3	10	10	10
3/4-in	19.000	3.420	3	10	10	10
1-in	25.400	4.120	3	10	10	10
1½-in	38.000	4.500	3	10	10	10
2-in	50.800	4.880	3	10	10	10
3-in	75.000	6.300	3	10	10	10

第 三 條 試 験 方 法

(1) 試料は第二條に規定せる篩を用ひ大きさの順序に篩分けすべし。一分間に各篩を通過する量が何れも全試料の 1% 以内となる迄篩ふべし。

(2) 篩分けしたる 試料は其の重量の 1/1,000 の感度を有する天秤又は衡器にて計量すべし。

- (3) 各篩を通過する量を試料全量に対する重量百分率にて計算すべし。

第四條 報 告

- (1) 篩分けの百分率は之に最も近き整数にて報告すべし。
- (2) 細骨材の 15% 以上が第四番篩を通過せざるとき又は粗骨材の 15% 以上が第四番篩を通過するときは其の篩分け試験を別に報告すべし。